

# 補助制度・事業を活用しましょう！

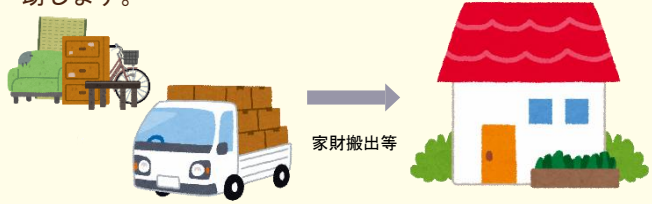
空き家の活用を支援するため、改修などにかかった費用の一部を補助する制度があります。利用に当たっては、要件等がありますので、事前に申請・相談窓口へお問い合わせください。

※令和8年4月1日時点の内容です。最新の情報は、各担当課にご確認ください。

PART

## 1 三原市空き家改修等支援事業補助金 家財整理費補助

家財整理後に空き家バンク物件として売却・賃貸・無償譲渡を行う方に対して、空き家の家財道具搬出処分、家財運搬用トラックのリース等にかかる費用の一部を補助します。



中山間地域	補助金額	上限	<b>20</b>	万円
対象経費の2/3以内				
中山間地域以外	補助金額	上限	<b>5</b>	万円
対象経費の1/2以内				

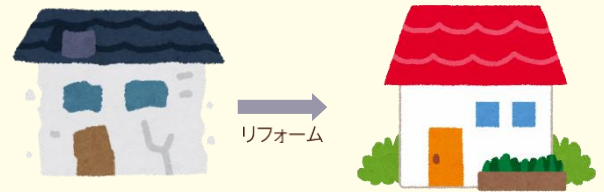
申請・相談窓口  
三原市 地域企画課 ☎0848-67-6011

PART

## 2 三原市空き家改修等支援事業補助金 改修費補助

市外から本市に定住の意思を持って移住しようとする方又は既に空き家バンク物件を利用して居住している方を対象に居住部分の機能回復のための修繕工事又は設備改善のための改修工事費用を一部補助します。

※空き家バンク物件を購入された場合、契約成立後1年を経過しない方  
※賃借している場合、所有者に改修に関して書面で同意が得られている方



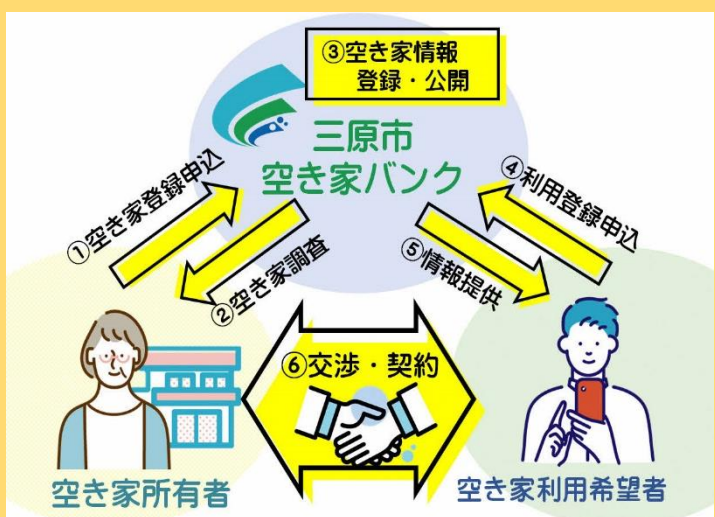
補助金額	上限	<b>30</b>	万円
対象経費の1/2以内			

申請・相談窓口  
三原市 地域企画課 ☎0848-67-6011



## 空き家の活用（売却・賃貸）をお考えの方へ 空き家バンクを利用しませんか？

三原市内の空き家を所有する方の申込みにより空き家の情報を登録し、空き家の利用を希望する方に紹介する制度です。不動産業者に売買等の仲介を依頼している物件も登録できます。



- 1 空き家所有者から市へ登録申込み**  
※事前に申込可能物件であることをご確認ください。  
※土砂災害特別警戒区域内の空き家は登録できません。  
次の書類を提出（持参又は郵送）してください。  
・空き家バンク情報登録台帳（指定様式）  
※様式は三原市ホームページからダウンロードいただけます。  
・売買・賃貸したい家屋・土地に関する資料の写し
- 2 市が空き家を調査**  
（間取り確認・建物内外の写真撮影など）
- 3 空き家情報を市のホームページ等で公開**  
登録完了
- 4 情報を閲覧した空き家利用希望者から、市に利用申込・交渉申込**
- 5 市が利用希望者に空き家所有者（又は不動産仲介業者）の連絡先を提供**
- 6 空き家所有者と利用希望者で交渉（不動産業者の仲介可）→契約**  
登録削除

① 空き家の問題点  
② 所有者の責務  
③ 予防と備え  
④ 空き家の登記  
⑤ 空き家の管理  
⑥ 空き家の活用  
⑦ 三原市も応援  
⑧ よくある質問と相談窓口

PART

### 3 老朽危険空き家除却補助事業

市内で「老朽危険空き家」の認定を受けた住宅を除却する所有者等に除却費用の一部を補助します。

※解体事業者は、市内に本店支店等事業所を有する事業者に限ります。

※空き家に抵当権などが設定されている場合は対象となりませんので、予め登記簿でご確認ください。

壊さないと  
危険な空き家  
が対象なんだ



補助金額 上限 対象経費の4/5 **50** 万円

申請・相談窓口

三原市 建築課 ☎0848-67-6187

PART

### 4 木造住宅の耐震診断補助事業

一定要件を満たす木造住宅の耐震診断を1万円負担頂いた上で三原市が実施します。

耐震診断  
自己負担を1万円として三原市が実施



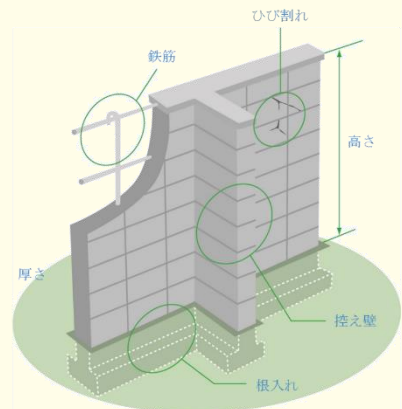
PART

### 5 ブロック塀等の安全確保事業

避難路に面する危険なブロック塀等の除却・建替えに要する費用の一部を補助します。

ブロック塀 除却  
上限 **15** 万円/戸

ブロック塀 建替  
上限 **30** 万円/戸



※補助対象となる建築物及びブロック塀には、該当条件があります。詳しくはホームページ等でご確認ください。

申請・相談窓口

三原市 建築指導課 ☎0848-67-6122

① 空き家の問題点

② 所有者の責務

③ 予防と備え

④ 空き家の登記

⑤ 空き家の管理

⑥ 空き家の活用

⑦ 三原市も応援

⑧ よくある質問と相談窓口